

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</p> <p>（転用未許可農地）</p> <p>31・32共 - 1の2 農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第6号の規定による届出をしなければならない農地若しくは採草放牧地を取得するための契約を締結した者が当該契約に係る権利を譲渡した場合には、……………。</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（建築物の「建築面積」の意義）</p> <p>31の2 - 7 措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の「建築面積」は、……………。 <small>（注）……………。</small></p> <p>（建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等）</p> <p>31の2 - 8 措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域（以下「施行地区」という。）の面積とは、……………。 <small>（注）措置法令第20条の2第13項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、……………。</small></p>	<p>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</p> <p>（転用未許可農地）</p> <p>31・32共 - 1の2 農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第7号の規定による届出をしなければならない農地若しくは採草放牧地を取得するための契約を締結した者が当該契約に係る権利を譲渡した場合には、……………。</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（建築物の「建築面積」の意義）</p> <p>31の2 - 7 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の「建築面積」は、……………。 <small>（注）……………。</small></p> <p>（建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等）</p> <p>31の2 - 8 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域（以下「施行地区」という。）の面積とは、……………。 <small>（注）措置法令第20条の2第12項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、……………。</small></p>

改正後	改正前
<p>(建築事業を行う者が死亡した場合)</p> <p>31の2 - 9 措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、……、<u>その死亡した者に対する土地等の譲渡について同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p>(注) 措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、……。</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合)</p> <p>31の2 - 10 措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第12号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。</p> <p>……、これらの者に対する土地等の譲渡について<u>措置法第31条の2第1項の規定の適用がある</u>のであるが、……。</p> <p>措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、……。</p> <p>……。</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用)</p> <p>31の2 - 13 措置法第31条の2第2項第13号に規定する宅地の造成を都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する<u>都市計画区域のうち次に掲げる区域内</u>において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2 - 16までにおいて「開発許可」という。)を受けて行う個人又は法人は、……。</p> <p>— <u>都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域</u></p> <p>— <u>都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域</u></p> <p>— <u>都市計画法第7条第1項に規定する区域区分に関する同法第4条第1項に規定する都市計画が定められていない同条第2項に規定する都市計画区域のうち、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</u></p>	<p>(建築事業を行う者が死亡した場合)</p> <p>31の2 - 9 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、……、<u>当該死亡した者に対する土地等の譲渡について同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p>(注) 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、……。</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合)</p> <p>31の2 - 10 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第11号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。</p> <p>……、これらの者に対する土地等の譲渡について<u>同条第1項の規定の適用がある</u>のであるが、……。</p> <p>措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、……。</p> <p>……。</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用)</p> <p>31の2 - 13 措置法第31条の2第2項第13号に規定する宅地の造成を都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する<u>都市計画区域内</u>において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2 - 16までにおいて「開発許可」という。)を受けて行う個人又は法人は、……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地の造成等を行う個人又は法人)</p> <p>31の2 - 14 措置法第31条の2第2項第12号に規定する建築物の建築、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2 - 15 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) 都市計画法第29条第1項の許可を受けて住宅地の造成と工業団地の造成とが行われた場合においては、・・・・・・・・。</p> <p>(「一団の宅地の面積」の判定)</p> <p>31の2 - 16 ・・・・・・・・、都市計画法第29条第1項の許可を要しないものについては都道府県知事に対する優良宅地の認定申請時の面積により行うほか、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者)</p> <p>31の2 - 19 ・・・・・・・・、当該住宅又は中高層の耐火共同住宅を建設するために土地等を買収した個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、<u>その</u>死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>31の2 - 25 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・</p> <p>同項第12号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p>	<p>(宅地の造成等を行う個人又は法人)</p> <p>31の2 - 14 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2 - 15 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) 開発許可を受けて住宅地の造成と工業団地の造成とが行われた場合においては、・・・・・・・・。</p> <p>(「一団の宅地の面積」の判定)</p> <p>31の2 - 16 ・・・・・・・・、<u>開発許可</u>を要しないものについては都道府県知事に対する優良宅地の認定申請時の面積により行うほか、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者)</p> <p>31の2 - 19 ・・・・・・・・、当該住宅又は中高層の耐火共同住宅を建設するために土地等を買収した個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、<u>当該</u>死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>31の2 - 25 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・</p> <p>同項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p>

改正後	改正前
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) 31の2 - 26 措置法規則第13条の3第8項第1号イに規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、……、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第8項第1号イに規定する書類の添付がある場合であっても、……。</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) 31の2 - 26 措置法規則第13条の3第9項第1号イに規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、……、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第9項第1号イに規定する書類の添付がある場合であっても、……。</p>
<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) 31の2 - 27 措置法規則第13条の3第8項第1号イに規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、……、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第8項第1号イに規定する書類の添付がある場合であっても、……。 …… ……</p>	<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) 31の2 - 27 措置法規則第13条の3第9項第1号イに規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、……、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第9項第1号イに規定する書類の添付がある場合であっても、……。 …… ……</p>
<p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2 - 28 ……、措置法第31条の2第2項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項の規定により税務署長に提出した同項第2号に規定する事業概要書等により行うことに留意する。……。 ……。 (注) ……。</p>	<p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2 - 28 ……、措置法第31条の2第2項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第11項の規定により税務署長に提出した同項第2号に規定する事業概要書等により行うことに留意する。……。 ……。 (注) ……。</p>
<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用) 31の2 - 30 ……、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は第8項各号に掲げる区分に応じ、……。</p>	<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用) 31の2 - 30 ……、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は第9項各号に掲げる区分に応じ、……。</p>
<p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等) 31の2 - 31 ……、措置法規則第13条の3第14項に規定する申請書を措置法第31条</p>	<p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等) 31の2 - 31 ……、措置法規則第13条の3第15項に規定する申請書を措置法第31条</p>

改正後	改正前
<p>の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間（以下この項において「予定期間」という。）の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係）</p> <p>31の3 - 1 (注)1 2、第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合には、.....</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>（仲裁の申請等があった場合の留意事項）</p> <p>33の4 - 2</p> <p>農地法第3条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出。ただし、同法第18条第1項《<u>農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限</u>》の規定による許可を受けた後同法第5条第1項第6号の規定による届出をする場合には、当該許可の申請</p> <p>（「許可を要しないこととなった場合」等の意義）</p> <p>33の4 - 2の2 措置法令第22条の4第2項第3号に規定する「当該申請をした日後に当</p>	<p>の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間（以下この項において「予定期間」という。）の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係）</p> <p>31の3 - 1 (注)1 2、第37条、<u>第37条の4</u>又は第37条の9の規定の適用を受ける場合には、.....</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>（仲裁の申請等があった場合の留意事項）</p> <p>33の4 - 2</p> <p>農地法第3条第1項《<u>農地等の権利移動の制限</u>》又は第5条第1項《<u>農地等の転用のための権利移動の制限</u>》の規定による許可の申請</p> <p>同法第5条第1項第7号の規定による届出。ただし、同法第18条第1項《<u>農地等の賃貸借の解約等の制限</u>》の規定による許可を受けた後同法第5条第1項第7号の規定による届出をする場合には、当該許可の申請</p> <p>（「許可を要しないこととなった場合」等の意義）</p> <p>33の4 - 2の2 措置法令第22条の4第2項第3号に規定する「当該申請をした日後に当</p>

改正後	改正前
<p>該許可を要しないこととなった場合」とは、・・・・・・。 ・・・・・、農地法第5条第1項第6号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日 ・・・・・・・</p>	<p>該許可を要しないこととなった場合」とは、・・・・・・。 ・・・・・、農地法第5条第1項第7号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日 ・・・・・・・</p>
<p>(許可申請の取下げがあった場合) 33の4 - 2の3 ・・・・・、当該許可を要しないこととなったため又は当該申請に代えて同項第6号の規定による届出をするため、・・・・・・。</p>	<p>(許可申請の取下げがあった場合) 33の4 - 2の3 ・・・・・、当該許可を要しないこととなったため又は当該申請に代えて同項第7号の規定による届出をするため、・・・・・・。</p>
<p>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係 〔被相続人の居住用財産の譲渡(第3項関係)〕</p>	<p>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係 〔被相続人の居住用財産の譲渡(第3項関係)〕</p>
<p>(同一年中に自己の居住用財産と被相続人の居住用財産の譲渡があった場合の特別控除の適用) 35 - 7 ・・・・・。 ・・・・・、その年中にその該当することとなった全部の資産の譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円(同条第4項の規定の適用がある場合には、次項に定める算式により計算した金額)を限度として控除することに留意する。</p>	<p>(同一年中に自己の居住用財産と被相続人の居住用財産の譲渡があった場合の3,000万円控除の適用) 35 - 7 ・・・・・。 ・・・・・、その年中にその該当することとなった全部の資産の譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円を限度として控除することに留意する。</p>
<p>(相続人が3人以上であるときの同一年中に自己の居住用財産と被相続人の居住用財産の譲渡があった場合の特別控除額の金額) 35 - 7の2 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における措置法第35条第3項の規定の適用により控除される金額は2,000万円となるが、この場合において、相続人が同一年中に同条第2項各号に規定する譲渡及び対象譲渡をし、そのいずれの譲渡についても同条第1項の規定の適用を受ける場合の特別控除額の金額は、次の金額となるのであるから留意する。 <u>短期譲渡所得の金額から控除される金額</u> <u>「3,000万円」と「次に掲げる金額の合計額」とのいずれか低い金額。</u> <u>ただし、口の金額が2,000万円である場合には、被相続人の居住用財産の譲渡に係る短期譲渡所得の金額から措置法第35条第3項の規定の適用により控除される金額は、2,000万円</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>が限度となる。</p> <p>イ 居住用財産の譲渡に係る短期譲渡所得の金額（短期譲渡所得の金額のうち措置法第35条第1項（同条第3項の規定により適用する場合を除く。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額をいう。）</p> <p>ロ 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額</p> <p>① 2,000万円</p> <p>② 被相続人の居住用財産の譲渡に係る短期譲渡所得の金額（短期譲渡所得の金額のうち措置法第35条第1項（同条第3項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額をいう。）</p> <p>— 長期譲渡所得の金額から控除される金額</p> <p>「3,000万円（上記の短期譲渡所得の金額から控除される金額がある場合には、3,000万円からその短期譲渡所得の金額から控除される金額を控除した金額）」と「次に掲げる金額の合計額」とのいずれか低い金額。</p> <p>ただし、ロの金額がロ①に掲げる金額である場合には、被相続人の居住用財産の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から措置法第35条第3項の規定の適用により控除される金額は、ロ①に掲げる金額が限度となる。</p> <p>イ 居住用財産の譲渡に係る長期譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額のうち措置法第35条第1項（同条第3項の規定により適用する場合を除く。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額をいう。）</p> <p>ロ 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額</p> <p>① 2,000万円（上記の被相続人の居住用財産の譲渡に係る短期譲渡所得の金額から措置法第35条第3項の規定により控除される金額がある場合には、2,000万円からその同項の規定により控除される金額を控除した金額）</p> <p>② 被相続人の居住用財産の譲渡に係る長期譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額のうち措置法第35条第1項（同条第3項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額をいう。）</p> <p>（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例等との関係）</p> <p>35 - 8、当該譲渡した資産が居住用部分（相続の開始の直前（当該資産が措置法第35条第5項に規定する対象従前居住の用（以下35 - 22までにおいて「対象従前居住の用」という。））に供されていた資産である場合には、同項に規定する特定事由（以</p>	<p>（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例等との関係）</p> <p>35 - 8、当該譲渡した資産が居住用部分（相続の開始の直前（当該資産が措置法第35条第4項に規定する対象従前居住の用（以下35 - 22までにおいて「対象従前居住の用」という。））に供されていた資産である場合には、同項に規定する特定事由（以</p>

改正後	改正前
<p>下35 - 22までにおいて「特定事由」という。)により当該資産が当該相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下35 - 21までにおいて同じ。)に係る同項に規定する被相続人(以下35 - 22までにおいて「被相続人」という。)の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。)において当該被相続人の居住の用に供されていた部分をいう。以下この項において同じ。)と非居住用部分(相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用以外の用に供されていた部分をいう。以下35 - 15までにおいて同じ。)とから成る被相続人居住用家屋(措置法第35条第5項に規定する被相続人居住用家屋をいう。以下35 - 21までにおいて同じ。)又は被相続人居住用家屋の敷地等(措置法第35条第5項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。以下35 - 21までにおいて同じ。)である場合において、・・・・。</p> <p>(「被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」の範囲) 35 - 9 措置法第35条第3項及び第4項に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」とは、・・・・。</p> <p>(要介護認定等の判定時期) 35 - 9の2 被相続人が、措置法令第23条第8項第1号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第2号に規定する障害支援区分の認定を受けていたかどうかは、・・・・。</p> <p>(特定事由により居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの利用制限) 35 - 9の3 措置法令第23条第9項第2号に規定する「事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと」の要件の判定に当たっては、・・・・。</p> <p>(譲渡の日の判定) 35 - 9の4 <u>措置法第35条第3項に規定する「譲渡の日の属する年の翌年2月15日」とは、対象譲渡について同項の規定の適用を受ける者に係る所得税基本通達36 - 12《山林所得又は譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期》に基づく収入すべき時期を「譲渡の日」とし、その日の属する年の翌年2月15日をいうことに留意する。</u></p>	<p>下35 - 22までにおいて「特定事由」という。)により当該資産が当該相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下35 - 21までにおいて同じ。)に係る同項に規定する被相続人(以下35 - 22までにおいて「被相続人」という。)の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。)において当該被相続人の居住の用に供されていた部分をいう。以下この項において同じ。)と非居住用部分(相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用以外の用に供されていた部分をいう。以下35 - 15までにおいて同じ。)とから成る被相続人居住用家屋(措置法第35条第4項に規定する被相続人居住用家屋をいう。以下35 - 21までにおいて同じ。)又は被相続人居住用家屋の敷地等(措置法第35条第4項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。以下35 - 21までにおいて同じ。)である場合において、・・・・。</p> <p>(「被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」の範囲) 35 - 9 措置法第35条第3項に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」とは、・・・・。</p> <p>(要介護認定等の判定時期) 35 - 9の2 被相続人が、措置法令第23条第6項第1号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第2号に規定する障害支援区分の認定を受けていたかどうかは、・・・・。</p> <p>(特定事由により居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの利用制限) 35 - 9の3 措置法令第23条第7項第2号に規定する「事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと」の要件の判定に当たっては、・・・・。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>（「被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合」の意義）</p> <p>35 - 9 の 5 措置法第35条第3項に規定する「被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合」とは、被相続人居住用家屋の譲渡の日から同日の属する年の翌年2月15日までの間に当該家屋を建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（以下この項において「耐震基準」という。）に適合させるための工事が完了した場合をいうのであるが、同条第3項の規定を適用する場合は、当該工事の完了の日から当該譲渡の日の属する年分の確定申告書の提出の日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明のための家屋の調査が終了し、又は平成13年国土交通省告示第1346号別表2 - 1の1 - 1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価がされている必要があることに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数）</p> <p>35 - 9 の 6 措置法第35条第4項の規定は、相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等（以下この項において「被相続人居住用財産」という。）の取得をした相続人の数が3人以上である場合に適用されるのであるから、当該相続の時から当該相続に係る一の相続人がする対象譲渡の時までの間に、当該相続に係る他の相続人が被相続人居住用財産の共有持分につき譲渡、贈与又は当該他の相続人の死亡による相続若しくは遺贈があったことにより当該被相続人居住用財産を所有する相続人の数に異動が生じた場合であっても、当該相続又は遺贈による被相続人居住用財産の取得をした相続人の数の判定には影響を及ぼさないことに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（被相続人居住用家屋の範囲）</p> <p>35 - 10 ……、措置法第35条第5項に規定する「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用（対象従前居住の用を含む。）に供されていた家屋」に該当するかどうかの判定は、……、措置法令第23条第10項の規定により、……。</p>	<p>（被相続人居住用家屋の範囲）</p> <p>35 - 10 ……、措置法第35条第4項に規定する「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用（対象従前居住の用を含む。）に供されていた家屋」に該当するかどうかの判定は、……、措置法令第23条第8項の規定により、……。</p>
<p>（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物）</p> <p>35 - 11 措置法第35条第5項第2号に規定する「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、……。</p> <p>(注) ……。</p>	<p>（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物）</p> <p>35 - 11 措置法第35条第4項第2号に規定する「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、……。</p> <p>(注) ……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(「被相続人以外に居住をしていた者」の範囲)</p> <p>35 - 12 措置法第35条第5項第3号に規定する「当該被相続人以外に居住をしていた者」とは、……………。</p> <p>(被相続人居住用家屋の敷地等の判定等)</p> <p>35 - 13 譲渡した土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下35 - 27までにおいて同じ。)が措置法第35条第5項に規定する「当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地」又は「当該土地の上に存する権利」に該当するかどうかは、……………、措置法令第23条第11項の規定により、……………。</p> <p>……………。</p> <p>(算式)</p> <p>……………</p> <p>(注)1 ……………。</p> <p>2 ……………。</p> <p>3 ……………。</p> <p>[計算例]</p> <p>……………。</p> <p>[設例1] ……………</p> <p>[設例2] ……………</p> <p>[設例3] ……………</p> <p>(用途上不可分の関係にある2以上の建築物)</p> <p>35 - 14 措置法令第23条第11項に規定する「用途上不可分の関係にある2以上の建築物」とは、……………、同条第10項に規定する「被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物」と他の建築物とが用途上不可分の関係にあるかどうかは、……………。</p> <p>(被相続人居住用家屋が店舗兼住宅等であった場合の居住用部分の判定)</p> <p>35 - 15 措置法第35条第3項第1号及び第3号に規定する被相続人居住用家屋又は同項各号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等のうちに非居住用部分がある場合における措置法令第23条第4項各号及び第5項各号に規定する「被相続人の居住の用に供され</p>	<p>(「被相続人以外に居住をしていた者」の範囲)</p> <p>35 - 12 措置法第35条第4項第3号に規定する「当該被相続人以外に居住をしていた者」とは、……………。</p> <p>(被相続人居住用家屋の敷地等の判定等)</p> <p>35 - 13 譲渡した土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下35 - 27までにおいて同じ。)が措置法第35条第4項に規定する「当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地」又は「当該土地の上に存する権利」に該当するかどうかは、……………、措置法令第23条第9項の規定により、……………。</p> <p>……………。</p> <p>(算式)</p> <p>……………</p> <p>(注)1 ……………。</p> <p>2 ……………。</p> <p>3 ……………。</p> <p>[計算例]</p> <p>……………。</p> <p>[設例1] ……………</p> <p>[設例2] ……………</p> <p>[設例3] ……………</p> <p>(用途上不可分の関係にある2以上の建築物)</p> <p>35 - 14 措置法令第23条第9項に規定する「用途上不可分の関係にある2以上の建築物」とは、……………、同条第8項に規定する「被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物」と他の建築物とが用途上不可分の関係にあるかどうかは、……………。</p> <p>(被相続人居住用家屋が店舗兼住宅等であった場合の居住用部分の判定)</p> <p>35 - 15 措置法第35条第3項第1号に規定する被相続人居住用家屋又は同項各号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等のうちに非居住用部分がある場合における措置法令第23条第3項各号及び第4項各号に規定する「被相続人の居住の用に供されていた部</p>

改正後	改正前
<p>ていた部分」の判定については、……………。</p> <p>……………。</p> <p>(相続の時から譲渡の時までの利用制限)</p> <p>35 - 16 措置法第35条第3項第1号イ、第2号イ及びロ並びに第3号に規定する「事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件の判定に当たっては、……………。</p> <p>(被相続人居住用家屋の敷地等の一部の譲渡)</p> <p>35 - 17 ……………。</p> <p>……………。</p> <p>……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>当該譲渡は措置法第35条第3項第1号又は第3号に掲げる譲渡に該当する。</p> <p>□ ……………</p> <p>……………。</p> <p>……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>□ ……………</p> <p>……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>(その譲渡の対価の額が1億円を超えるかどうかの判定)</p> <p>35 - 20 ……………。また、同条第6項に規定する居住用家屋取得相続人(以下35 - 25までにおいて「居住用家屋取得相続人」という。)が対象譲渡資産一体家屋等(同項に規定する「対象譲渡資産一体家屋等」をいう。35 - 22において同じ。)の適用前譲渡(同項に規定する「適用前譲渡」をいう。以下35 - 25までにおいて同じ。)又は適用後譲渡(同条第7項に規定する「適用後譲渡」をいう。以下35 - 25までにおいて同じ。)をしているときの同条第6項又は第7項の規定における1億円を超えるかどうかについて</p>	<p>分」の判定については、……………。</p> <p>……………。</p> <p>(相続の時から譲渡の時までの利用制限)</p> <p>35 - 16 措置法第35条第3項第1号イ並びに第2号イ及びロに規定する「事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件の判定に当たっては、……………。</p> <p>(被相続人居住用家屋の敷地等の一部の譲渡)</p> <p>35 - 17 ……………。</p> <p>……………。</p> <p>……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>当該譲渡は措置法第35条第3項第1号に掲げる譲渡に該当する。</p> <p>□ ……………</p> <p>……………。</p> <p>……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>□ ……………</p> <p>……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>(その譲渡の対価の額が1億円を超えるかどうかの判定)</p> <p>35 - 20 ……………。また、同条第5項に規定する居住用家屋取得相続人(以下35 - 25までにおいて「居住用家屋取得相続人」という。)が対象譲渡資産一体家屋等(同項に規定する「対象譲渡資産一体家屋等」をいう。35 - 22において同じ。)の適用前譲渡(同項に規定する「適用前譲渡」をいう。以下35 - 25までにおいて同じ。)又は適用後譲渡(同条第6項に規定する「適用後譲渡」をいう。以下35 - 25までにおいて同じ。)をしているときの同条第5項又は第6項の規定における1億円を超えるかどうかについて</p>

改正後	改正前
<p>は、…………。</p> <p>…………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>…………。</p> <p>イ ……………</p> <p>…………</p> <p>ロ ……………</p> <p>…………</p> <p>…………。</p> <p>(注) 譲渡した被相続人居住用家屋の敷地等が措置法令第23条第11項に規定する用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合は、…………。</p> <p>(「対象譲渡資産一体家屋等」の判定)</p> <p>35 - 22 ……………、対象譲渡をした資産と一体として被相続人の居住の用(特定事由により被相続人居住用家屋が当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(措置法令第23条第9項各号に掲げる要件を満たす場合に限る。))には同項第1号に規定する用途)に供されていたものであったかどうかを、…………。</p> <p>…………。</p> <p>…………。</p> <p>…………。</p> <p>…………、措置法令第23条第13項において読み替えて準用する同条第11項の規定により計算した面積に係る土地等の部分のみが、…………。</p> <p>(注) ……………、措置法令第23条第13項において読み替えて準用する同条第10項の規定により、…………。</p> <p>…………。</p> <p>(被相続人の居住用財産の一部を贈与している場合)</p> <p>35 - 24 措置法令第23条第15項に規定する「贈与(著しく低い価額の対価による譲渡を含む。)の時における価額」とは、…………。</p> <p>…………。</p>	<p>は、…………。</p> <p>…………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>…………。</p> <p>イ ……………</p> <p>…………</p> <p>ロ ……………</p> <p>…………</p> <p>…………。</p> <p>(注) 譲渡した被相続人居住用家屋の敷地等が措置法令第23条第9項に規定する用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合は、…………。</p> <p>(「対象譲渡資産一体家屋等」の判定)</p> <p>35 - 22 ……………、対象譲渡をした資産と一体として被相続人の居住の用(特定事由により被相続人居住用家屋が当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(措置法令第23条第7項各号に掲げる要件を満たす場合に限る。))には同項第1号に規定する用途)に供されていたものであったかどうかを、…………。</p> <p>…………。</p> <p>…………。</p> <p>…………。</p> <p>…………、措置法令第23条第11項において読み替えて準用する同条第9項の規定により計算した面積に係る土地等の部分のみが、…………。</p> <p>(注) ……………、措置法令第23条第11項において読み替えて準用する同条第8項の規定により、…………。</p> <p>…………。</p> <p>(被相続人の居住用財産の一部を贈与している場合)</p> <p>35 - 24 措置法令第23条第13項に規定する「贈与(著しく低い価額の対価による譲渡を含む。)の時における価額」とは、…………。</p> <p>…………。</p>

改正後	改正前
<p>(適用前譲渡又は適用後譲渡した旨等の通知がなかった場合)</p> <p>35 - 25 措置法第35条第3項の規定の適用を受けようとする者から同条第8項前段の通知を受けた居住用家屋取得相続人で適用前譲渡をしている者又は適用後譲渡をした者から、・・・・・・、同条第6項又は第7項の規定により、・・・・・・。</p> <p>措置法第35条の3《低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(譲渡の対価の額が500万円又は800万円を超えるかどうかの判定)</p> <p>35の3 - 2 措置法第35条の3第2項第2号に規定する譲渡の対価の額(以下この項において「譲渡対価」という。)が500万円(低未利用土地等が同号イ又はロに掲げる区域内にある場合には、800万円)を超えるかどうかの判定は、・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(譲渡の対価の額に係る要件が異なる区域に所在する低未利用土地等を譲渡した場合の判定)</p> <p><u>35の3 - 2の2 譲渡した一団の低未利用土地等が、措置法第35条の3第2項第2号イ又はロに掲げる区域及びそれ以外の区域のいずれにも所在する場合における同項の規定の適用については、それぞれの区域に係る同号に規定する価額をそれぞれの区域に所在する低未利用土地等の面積を基にあん分するなど、合理的な方法により算定した価額によることとなるが、例えば、それぞれの区域に所在する低未利用土地等の面積を算定するのが困難であるなどの事情がある場合は、当該低未利用土地等の総面積の過半を占める区域に当該低未利用土地等が所在するとして、同項の規定を適用して差し支えないものとする。</u></p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>	<p>(適用前譲渡又は適用後譲渡した旨等の通知がなかった場合)</p> <p>35 - 25 措置法第35条第3項の規定の適用を受けようとする者から同条第7項前段の通知を受けた居住用家屋取得相続人で適用前譲渡をしている者又は適用後譲渡をした者から、・・・・・・、同条第5項又は第6項の規定により、・・・・・・。</p> <p>措置法第35条の3《低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(譲渡の対価の額が500万円を超えるかどうかの判定)</p> <p>35の3 - 2 措置法第35条の3第2項第2号に規定する譲渡の対価の額(以下この項において「譲渡対価」という。)が500万円を超えるかどうかの判定は、・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(新設)</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(借地権等の返還により支払を受けた借地権等の対価に対する特例の適用) <u>37 - 6</u></p> <p><u>(同一の3月期間内に譲渡資産の譲渡をし、かつ、買換資産の取得をした場合の届出)</u> <u>37 - 7</u> 措置法第37条第1項の規定の適用を受けるためには、譲渡資産の譲渡の日(同日前に買換資産の取得をした場合には、その買換資産の取得の日)を含む3月期間(1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいう。)の末日の翌日から2月以内に同条の規定の適用を受ける旨及び一定の事項を記載した届出書により納税地の所轄税務署長に同条第1項の届出を行う必要があるが、同一の3月期間内に譲渡資産の譲渡をし、かつ、買換資産の取得をした場合であっても、その3月期間の末日の翌日から2月以内に当該届出を行わなければならないことに留意する。</p> <p><u>(譲渡資産の譲渡をし、かつ、買換資産の取得をした者が届出をする前に死亡した場合)</u> <u>37 - 7の2</u> 同一年中に譲渡資産の譲渡をし、かつ、買換資産の取得をした者が措置法第37条第1項の届出をする前に死亡した場合において、その死亡した者の相続人が、その死亡した者が譲渡資産の譲渡をした日(同日前にその死亡した者が買換資産の取得をした場合には、その買換資産の取得の日)を含む3月期間の末日の翌日から2月以内に当該届出をしたときは、その届出は、その死亡した者が行った同項の届出として取り扱うこととする。</p> <p><u>(買換資産の取得価額が譲渡資産の譲渡による収入金額を超える場合)</u> <u>37 - 7の3</u> 買換資産の取得価額(当該買換資産が措置法令第25条第3項の届出書に記載した同項第2号イの資産である場合は、その見込額)が、当該買換資産の取得に充てるために既に譲渡がされた譲渡資産の当該譲渡による収入金額を超える場合において、その既にされた譲渡後に譲渡され、又は譲渡することが見込まれる他の譲渡資産があるときは、当該買換資産のうち当該収入金額を超える金額に相当する部分を買換資産とみなして、措置法第37条第1項の届出をすることができるものとする。</p> <p>また、譲渡資産の譲渡による収入金額(当該譲渡資産が措置法令第25条第3項の届出書に記載した同項第2号ロの資産である場合は、その見込額)が、既に取得をした買換資産の</p>	<p><u>37 - 6</u> 削除</p> <p>(借地権等の返還により支払を受けた借地権等の対価に対する特例の適用) <u>37 - 7</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>取得価額を超える場合のその超える部分についての同条第1項の届出についても、同様とする。</p> <p>(建物等が買換資産に該当するかどうかの判定) 37-9 措置法第37条第1項の表の第1号及び第2号の下欄に規定する「建物、構築物又は機械及び装置」とは、これらの資産が<u>これらの号の下欄</u>に規定する地域又は区域において取得されるものをいい、…………。</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10 ……………。 ……………。 (割合) ……………。 (注)1 ……………。 措置法第37条第1項の表の第1号の下欄に該当する土地等について、譲渡資産が同号の<u>上欄の八</u>に掲げる区域内(以下37の3-1までにおいて「対象区域内」という。)にあるものに該当し、……………。</p> <p>措置法第37条第1項の表の第3号の下欄に該当する土地等について、……………次に掲げる買換資産又はこれらの買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合において、……………</p> <p>イ <u>集中地域(措置法第37条第10項第1号に規定する地域をいう。以下37の3-2までにおいて同じ。)</u>以外の地域内にある買換資産</p> <p>ロ <u>集中地域(東京都の特別区を除く。)</u>内にある買換資産</p> <p>ハ <u>東京都の特別区内にある買換資産であって、集中地域以外の地域内にある措置法第37条第1項の譲渡をした資産及び東京都の特別区内にある買換資産のいずれもが同条第10項に規定する主たる事務所資産に該当する場合における当該買換資産</u></p> <p>ニ <u>東京都の特別区内にある買換資産であって、上記ハの買換資産以外の買換資産</u></p> <p>2 <u>上記(注)1イの「集中地域」とは、……………。</u></p>	<p>(建物等が買換資産に該当するかどうかの判定) 37-9 措置法第37条第1項の表の第1号及び第3号の下欄に規定する「建物、構築物又は機械及び装置」とは、これらの資産が<u>当該下欄</u>に規定する地域又は区域において取得されるものをいい、……………。</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10 ……………。 ……………。 (割合) ……………。 (注)1 ……………。 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に該当する土地等について、譲渡資産が同号の<u>上欄</u>に掲げる資産のうち令和2年4月1日前に同欄のイ若しくは<u>ロ</u>に掲げる区域となった区域内又は同欄の八に掲げる区域内(以下37の3-1までにおいて「対象区域内」という。)にあるものに該当し、……………。</p> <p>措置法第37条第1項の表の第4号の下欄に該当する土地等について、……………東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)(同条第10項第2号に規定する地域をいう。以下37の3-1までにおいて同じ。)<u>又はこれらの地域以外の地域(以下37の3-2までにおいて「集中地域以外の地域」という。)</u>にある買換資産ごとに区分をした場合において、……………。</p> <p>2 <u>上記(注)1のロの「集中地域」とは、……………。</u></p>

改 正 後	改 正 前					
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>					
<p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37 - 11。</p> <p>また、同表の第3号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、.....。</p>	<p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37 - 11。</p> <p>また、同表の第4号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、.....。</p>					
<p>(削 除)</p>	<p>(「工場等として使用されている建物」の判定)</p> <p><u>37 - 11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「建物」とは、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福利厚生施設を除く。以下37 - 11の9までにおいて「工場等」という。)として使用されている建物(その付属設備を含む。以下37 - 11の9までにおいて同じ。)というのであるが、一の建物に工場等として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、工場等として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>当該建物のうち工場等として専ら使用されている部分の床面積</u> A </td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;"> <u>当該建物のうち工場等として使用されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積</u> </td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;"> $\frac{A}{A + \text{その他の部分として専ら使用されている部分の床面積}}$ </td> </tr> </table>	<u>当該建物のうち工場等として専ら使用されている部分の床面積</u> A	+	<u>当該建物のうち工場等として使用されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積</u>	×	$\frac{A}{A + \text{その他の部分として専ら使用されている部分の床面積}}$
<u>当該建物のうち工場等として専ら使用されている部分の床面積</u> A	+	<u>当該建物のうち工場等として使用されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積</u>	×	$\frac{A}{A + \text{その他の部分として専ら使用されている部分の床面積}}$		
<p>(削 除)</p>	<p>(工場等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等)</p> <p><u>37 - 11の8 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、工場等として使用されている建物の敷地の用に供されている当該建物を所有する者が有する土地等をいい、一の建物に工場等として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、土地等のうち工場等として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</u></p>					

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(取得をされた資産の範囲)</p> <p>37-11の10 措置法第37条第1項の表の第3号の上欄に規定する譲渡資産には、……、その譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間(措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下37-21の4までにおいて同じ。)が10年を超える資産が含まれるのであるが、……。</p> <p>(交換差金を支払って取得した交換取得資産等と特例の適用)</p> <p>37-11の11 ……、当該取得された資産の全てが措置法第37条第1項の表の第3号の上欄に規定する譲渡資産に該当することに留意する。</p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>37-11の13 措置法第37条第1項の表の第3号の上欄に規定する譲渡資産は、……。</p>	$\frac{\text{当該土地等のうち工場等として専ら供さ} + \text{当該土地等のうち工場等として使用されている部分と併用されている部分の面積}}{\text{当該土地等のうち工場等として使用されている部分の面積}} \times \frac{\text{当該建物の床面積のうち37-11の7の算式により計算した工場等として使用されている部分の床面積}}{\text{当該建物の床面積}}$ <p>(注) 譲渡した土地等が工場等として使用されている建物の「敷地」に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該土地等が当該建物と一体として利用されているものであったかどうかにより判定する。</p> <p>(土地等と建物の所有期間が異なる場合の買換えの適用)</p> <p>37-11の9 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産は、当該個人により取得をされた同号の上欄に規定する建物又はその敷地の用に供されている土地等のうちその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間(措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下37-21の4までにおいて同じ。)が10年を超えるものに限ることとされているため、当該個人がその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超える土地等とともに当該土地等の上に建築されたその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えない建物で工場等として使用されているものを譲渡する場合には、当該建物は同号の上欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。</p> <p>(取得をされた資産の範囲)</p> <p>37-11の10 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産には、……、その譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超える資産が含まれるのであるが、……。</p> <p>(交換差金を支払って取得した交換取得資産等と特例の適用)</p> <p>37-11の11 ……、当該取得された資産の全てが措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産に該当することに留意する。</p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>37-11の13 措置法第37条第1項の表の第4号の上欄に規定する譲渡資産は、……。</p>

改正後	改正前
<p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>37 - 11の14 その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の第3号の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(主たる事務所資産に該当する資産)</p> <p>37 - 11の15 <u>措置法第37条第10項に規定する個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等とは、事業の本拠として当該個人が行う事業が企画され経理が総括されている場所として使用されている建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいうことに留意する。</u></p> <p>(主たる事務所資産であるかどうかの判定)</p> <p>37 - 11の16 <u>個人が、その主たる事務所資産の所在地を現に主たる事務所として使用する建物等(建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。)の所在地から買換資産の所在地へ移転しようとする場合において、当該買換資産の取得が間に合わないために、一時的に主たる事務所としての機能を他の建物等の所在地へ移転させた場合においても、その譲渡する建物等は措置法第37条第10項の主たる事務所資産に該当するものとする。この場合において、当該他の建物等の譲渡をしたとしても、その譲渡をする他の建物等は同項の主たる事務所資産に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定)</p> <p>37 - 12・・・・・・、第33条の3又は第37条の6の規定の適用を受けて取得をしたものである場合における措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日」以後に取得をしたものかどうかの判定は、・・・・・・。</p>	<p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>37 - 11の14 その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の第4号の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定)</p> <p>37 - 12・・・・・・、第33条の3又は第37条の6の規定の適用を受けて取得をしたものである場合における措置法第37条第1項の表の第2号の上欄に規定する「平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日」以後に取得をしたものかどうかの判定は、・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>37 - 13 措置法令第25条第12項第1号に規定する海洋運輸業又は同項第2号に規定する沿海運輸業(以下この項において「海洋運輸業又は沿海運輸業」という。)は、……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>(建造された船舶の意義)</p> <p>37 - 13の2 措置法第37条第1項の表の第4号の上欄に規定する「平成23年1月1日以後に建造されたもの」とは、同日以後に竣工した船舶をいうのであるが、同日前に建造に着手したことを明らかにする書類の保存がある場合の当該船舶については、同日以後に建造された船舶に該当しないものとして取り扱うこととする。</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37 - 19の2 ……………。</p> <p>譲渡資産が措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるもの及びそれ以外の区域内にあるものについて、<u>同項の規定の適用</u>を受ける場合 ……………</p> <p>……………、同項の表の第3号の上欄に掲げる譲渡資産を、<u>同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で次に掲げる買換資産に対応する部分又はこれらの買換資産以外の買換資産に対応する部分に区分をして、……………</u></p> <p>イ <u>集中地域以外の地域内にある買換資産</u></p> <p>ロ <u>集中地域(東京都の特別区を除く。)内にある買換資産</u></p> <p>ハ <u>東京都の特別区内にある買換資産であって、集中地域以外の地域内にある措置法第37条第1項の譲渡をした資産及び東京都の特別区内にある買換資産のいずれもが同条第10項に規定する主たる事務所資産に該当する場合における当該買換資産</u></p> <p>ニ <u>東京都の特別区内にある買換資産であって、上記ハの買換資産以外の買換資産</u></p> <p>(注)1 ……………、同項の規定により「譲渡がなかつたもの」とされる部分の金額又は「譲渡があつたもの」とされる部分の金額の計算は、……………。</p> <p>2 ……………。上記の区域ごとに区分をして計算する場合又は上記の買換資産ごとに区分をして計算する場合において、……………。</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>37 - 13 措置法令第25条第12項第1号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業(以下この項において「海洋運輸業又は沿海運輸業」という。)は、……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>(新設)</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37 - 19の2 ……………。</p> <p>譲渡資産が措置法第37条第1項の表の第2号の上欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるもの及びそれ以外の区域内にあるものについて、<u>同項の適用</u>を受ける場合 ……………</p> <p>……………、同項の表の第4号の上欄に掲げる譲渡資産を、<u>東京都の特別区にある買換資産に対応する部分、集中地域(東京都の特別区を除く。)にある買換資産に対応する部分又は集中地域以外の地域にある買換資産に対応する部分に区分をして、……………</u></p> <p>(注)1 ……………、同項の規定により「譲渡がなかつたもの」とされる部分の金額又は「譲渡があつたもの」とされる部分の金額の計算は、……………。</p> <p>2 ……………。上記の区域ごとに区分をして計算する場合又は上記の地域ごとに区分をして計算する場合において、……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(相続人が買換資産を取得して事業の用に供した場合)</p> <p>37 - 24</p> <p>(注) 措置法第37条第1項の規定の適用を受けるためには、同項の届出も行う必要があること、及び当該届出については37-7の2の取扱いがあることに留意する。</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</p> <p>37 - 28</p> <p>(注) 譲渡した資産が措置法第37条第1項の表の第3号の上欄に該当し、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合における同表の第3号の下欄に規定する買換資産の東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)又は集中地域以外の地域の区分が、.</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>37 - 29、措置法規則第18条の5第4項各号及び第5項各号《買換え証明書》に掲げる資産(同条第4項第5号に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第3号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、.</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3 - 1</p> <p>.</p>	<p>(相続人が買換資産を取得して事業の用に供した場合)</p> <p>37 - 24</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</p> <p>37 - 28</p> <p>(注) 譲渡した資産が措置法第37条第1項の表の第4号の上欄に該当し、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合における同表の第4号の下欄に規定する買換資産の東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)又は集中地域以外の地域の区分が、.</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>37 - 29、措置法規則第18条の5第4項各号及び第5項各号《買換え証明書》に掲げる資産(同条第4項第7号に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第4号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、.</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3 - 1</p> <p>.</p>

改正後	改正前
<p>(注)1。</p> <p>措置法第37条第1項の表の第1号の下欄に掲げる買換資産について、.。</p> <p>措置法第37条第1項の表の第3号の下欄に掲げる買換資産について、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で次に掲げる買換資産又はこれらの買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合、同号の規定の適用を受けた譲渡資産を、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で次に掲げる買換資産又はこれらの買換資産以外の買換資産に対応する部分ごとに区分をして、.、算式中の「譲渡資産」は、「譲渡資産のうち措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた(注)1 イに掲げる買換資産に対応する部分」、「譲渡資産のうち措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた(注)1 ロに掲げる買換資産に対応する部分」、「譲渡資産のうち措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた(注)1 ハに掲げる買換資産に対応する部分」、「譲渡資産のうち措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた(注)1 ニに掲げる買換資産に対応する部分」又は「譲渡資産のうち措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産以外の買換資産に対応する部分」と読み替えるものとする。、買換資産が同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた次のイに掲げる買換資産に該当する場合には「0.1」及び「0.9」とし、買換資産が同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた次のロに掲げる買換資産に該当する場合には「0.25」及び「0.75」とし、買換資産が同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた次のニに掲げる買換資産に該当する場合には「0.30」及び「0.70」とし、買換資産が同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた次のハに掲げる買換資産に該当する場合には「0.4」及び「0.6」とする。</p> <p>イ 集中地域以外の地域内にある買換資産</p> <p>ロ 集中地域（東京都の特別区を除く。）内にある買換資産</p> <p>ハ 東京都の特別区内にある買換資産であって、集中地域以外の地域内にある措置法第37条第1項の譲渡をした資産及び東京都の特別区内にある買換資産</p>	<p>(注)1。</p> <p>措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に掲げる買換資産について、.。</p> <p>措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域にある買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合、同項の表の第4号の規定の適用を受けた譲渡資産を、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域にある買換資産に対応する部分ごとに区分をして、.、算式中の「譲渡資産」は「譲渡資産のうち東京都の特別区内の買換資産に対応する部分」若しくは「譲渡資産のうち集中地域（東京都の特別区を除く。）内の買換資産に対応する部分」又は「譲渡資産のうち集中地域以外の地域内の買換資産に対応する部分」と読み替えるものとする。、東京都の特別区内にある買換資産に該当する場合には「0.3」及び「0.7」とし、集中地域（東京都の特別区を除く。）内にある買換資産に該当する場合には「0.25」及び「0.75」とする。</p>

改正後	改正前
<p>産のいずれもが同条第10項に規定する主たる事務所資産に該当する場合における当該買換資産</p> <p>二 東京都の特別区内にある買換資産であって、上記八の買換資産以外の買換資産</p> <p>2 ……。</p> <p>(買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>37の3 - 1の2 ……、又は次に掲げる事由に該当したことにより同条第1項に規定する「譲渡があつたもの」とされる部分の金額に不足が生じたときは、……。</p> <p>……、又は次に掲げる事由に該当したことにより同条第1項に規定する「譲渡があつたもの」とされる部分の金額が過大となったときは、……。</p> <p>— 当該買換資産の地域が措置法第37条第4項の地域と異なることとなったこと。</p> <p>— 当該買換資産(措置法第37条第1項の表の第3号に係るものに限る。)の東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)又は集中地域以外の地域の区分が、同条第4項の取得をし、事業の用に供する見込みであった資産のこれらの地域の区分と異なることとなったこと。</p> <p>— 当該買換資産が措置法第37条第10項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第4項の取得をし、事業の用に供する見込みであった資産の当該判定と異なることとなったこと。</p> <p>(注) ……。</p>	<p>2 ……。</p> <p>(買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>37の3 - 1の2 ……、又は当該買換資産の地域が同項の地域(以下この項において「取得見込地域」という。)と異なることとなったこと若しくは当該買換資産(同条第1項の表の第4号に係るものに限る。)の東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)若しくは集中地域以外の地域の区分が、同条第4項の取得をし、事業の用に供する見込みであった資産のこれらの地域の区分と異なることとなったことにより同条第1項に規定する「譲渡があつたもの」とされる部分の金額に不足が生じたときは、……。</p> <p>……、又は当該買換資産の地域が取得見込地域と異なることとなったこと若しくは当該買換資産(同条第1項の表の第4号に係るものに限る。)の東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)若しくは集中地域以外の地域の区分が、同条第4項の取得をし、事業の用に供する見込みであった資産のこれらの地域の区分と異なることとなったことにより同条第1項に規定する「譲渡があつたもの」とされる部分の金額が過大となったときは、……。</p> <p>(注) ……。</p>

改 正 後	改 正 前
(5 倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)	(5 倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)
37の3 - 2	37の3 - 2
.
.
.
.
計算例	計算例
.
[設例 1]	[設例 1]
[設例 2]	[設例 2]
[設例 3]	[設例 3]
譲渡資産.....措置法第37条第 1 項の表の <u>第 3 号</u> の上欄に該当する宅地(集中地域以 外の地域にある資産)	譲渡資産.....措置法第37条第 1 項の表の <u>第 4 号</u> の上欄に該当する宅地(集中地域以 外の地域にある資産)
イ	イ
ロ	ロ
ハ	ハ
ニ	ニ
ホ	ホ
買換資産.....措置法第37条第 1 項の表の <u>第 3 号</u> の下欄に該当する宅地、建物	買換資産.....措置法第37条第 1 項の表の <u>第 4 号</u> の下欄に該当する宅地、建物
イ	イ
(イ)	(イ)
(ロ)	(ロ)
(ハ)	(ハ)
ロ	ロ
(イ)	(イ)
(ロ)	(ロ)
.
.
.
イ	イ
.

改正後	改正前
<p>(注) ……。</p> <p>□ ……</p> <p> ……</p> <p>八 ……</p> <p> (イ) ……</p> <p> (ロ) ……</p> <p> (ハ) ……</p> <p> (ニ) ……</p>	<p>(注) ……。</p> <p>□ ……</p> <p> ……</p> <p>八 ……</p> <p> (イ) ……</p> <p> (ロ) ……</p> <p> (ハ) ……</p> <p> (ニ) ……</p>
<p>措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>	<p>措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>
<p>(譲渡価額が定められていない場合の譲渡収入金額)</p> <p>37の5 - 7 ……、同項に規定する買換資産（以下この項において「買換資産」という。）を当該譲渡の対価として取得することを約した場合（同条第5項に該当する場合を除く。）には、……。</p> <p>(注) ……。</p>	<p>(譲渡価額が定められていない場合の譲渡収入金額)</p> <p>37の5 - 7 ……、同項に規定する買換資産（以下この項において「買換資産」という。）を当該譲渡の対価として取得することを約した場合（同条第4項に該当する場合を除く。）には、……。</p> <p>(注) ……。</p>
<p>(中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合の適用関係)</p> <p>37の5 - 8 措置法第37条の5第6項の規定により同法第31条の3の規定の適用を受ける場合には、……。</p> <p>措置法第37条の5第6項の規定は、……</p> <p>……</p>	<p>(中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合の適用関係)</p> <p>37の5 - 8 措置法第37条の5第5項の規定により同法第31条の3の規定の適用を受ける場合には、……。</p> <p>措置法第37条の5第5項の規定は、……</p> <p>……</p>
<p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の5 - 9 ……、同条第4項及び措置法令第25条の4第12項から第14項までの規定により当該個々の買換資産の取得価額とされる金額は、……。</p> <p>措置法第37条の5第4項第1号の場合</p>	<p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の5 - 9 ……、同条第3項及び措置法令第25条の4第12項から第14項までの規定により当該個々の買換資産の取得価額とされる金額は、……。</p> <p>措置法第37条の5第3項第1号の場合</p>

改正後	改正前
<p>..... </p>	<p>..... </p>
<p>(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の5 - 10、<u>37 - 6</u>、.....。</p>	<p>(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の5 - 10、<u>37 - 7</u>、.....。</p>
<p>措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p>	<p>措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p>
<p>(買換資産の床面積要件の判定) 41の5 - 14 その者が取得する家屋について措置法令第26条の7 <u>第6項</u>に定める床面積要件の判定を行う場合には、.....。 。 。 。 。</p>	<p>(買換資産の床面積要件の判定) 41の5 - 14 その者が取得する家屋について措置法令第26条の7 <u>第5項</u>に定める床面積要件の判定を行う場合には、.....。 。 。 。 。</p>
<p>(床面積の意義) 41の5 - 15 措置法令第26条の7 <u>第6項</u>に規定する家屋の「床面積」は、次による。 措置法令第26条の7 <u>第6項</u>第1号に規定する家屋の床面積は、.....。 措置法令第26条の7 <u>第6項</u>第2号に規定する独立部分の床面積は、.....。</p>	<p>(床面積の意義) 41の5 - 15 措置法令第26条の7 <u>第5項</u>に規定する家屋の「床面積」は、次による。 措置法令第26条の7 <u>第5項</u>第1号に規定する家屋の床面積は、.....。 措置法令第26条の7 <u>第5項</u>第2号に規定する独立部分の床面積は、.....。</p>
<p>(借入金又は債務の借換えをした場合) 41の5 - 16、措置法令第26条の7 <u>第13項</u>第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、.....。</p>	<p>(借入金又は債務の借換えをした場合) 41の5 - 16、措置法令第26条の7 <u>第12項</u>第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、.....。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="190 236 1057 311">措置法第41条の5の2《特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p> <p data-bbox="152 363 577 391">（借入金又は債務の借換えをした場合）</p> <p data-bbox="145 403 1099 470">41の5の2 - 5、措置法令第26条の7の2 <u>第10項</u>第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、.。</p> <p data-bbox="539 571 642 609" style="text-align: center;">附 則</p> <p data-bbox="152 675 651 702">（経過的处理 . . . 改正通達の適用時期）</p> <p data-bbox="145 715 1099 782"><u>この法令解釈通達による改正後の35 - 7の2、35 - 9の4、35 - 9の5及び35 - 9の6の取扱いは、令和6年1月1日から適用する。</u></p> <p data-bbox="152 831 651 858">（経過的处理 . . . 改正通達の適用時期）</p> <p data-bbox="145 871 1099 1054"><u>この法令解釈通達による改正後の37 - 7、37 - 7の2及び37 - 7の3の取扱いは、個人が令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の当該買換資産について適用し、個人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得した買換資産又は同日以後に取得する買換資産及び個人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得した買換資産については、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1167 236 2033 311">措置法第41条の5の2《特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p> <p data-bbox="1128 363 1554 391">（借入金又は債務の借換えをした場合）</p> <p data-bbox="1122 403 2076 470">41の5の2 - 5、措置法令第26条の7の2 <u>第9項</u>第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、.。</p> <p data-bbox="1491 571 1641 609" style="text-align: center;">（新 設）</p> <p data-bbox="1128 675 1243 702">（新 設）</p> <p data-bbox="1128 831 1243 858">（新 設）</p>